

丹波篠山市議会政務活動費取扱規程（一部改正）をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

兵庫県丹波篠山市議会議長 上田 英樹

丹波篠山市議会規程第 2 号

丹波篠山市議会政務活動費取扱規程の一部を改正

別紙のとおり

○丹波篠山市議会政務活動費取扱規程

平成13年3月20日

議会規程第2号

改正 平成19年4月1日議会規程第1号

平成23年12月22日議会規程第1号

平成24年12月21日議会規程第1号

平成29年3月7日議会規程第1号

平成30年11月27日議会規程第1号

令和8年10月1日議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波篠山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年篠山市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、政務活動費（以下「活動費」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(活動費の支出事項)

第2条 活動費は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際的な経費
- (2) 政党本来の活動に伴う経費
- (3) 選挙活動に伴う経費
- (4) その他議員個人に支給する経費

(政務活動の手続)

第3条 政務活動の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 会派の代表者又は会派無所属議員は、活動費を充当する政務活動を行うときは、政務活動費使用届（様式第1号）を7日前までに議長に提出しなければならない。
- (2) 議長は、前号の政務活動使用届の提出があったときは、速やかにその内容を確認しなければならない。
- (3) 活動費を充当する政務活動を行った議員は、当該活動後、速やかに政務活動報告書（様式第2号）を作成し、活動費の支出に係る領収書等を添えて、会派の代表者を經由し、又は会派無所属議員にあつては直接、議長に提出するとともに、その成果品を保管しておかなければならない。

(旅費)

第4条 政務活動に伴う旅費は、丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成11年篠山市条例第45号。以下「報酬条例」という。）を準用する。ただし、私有車旅行については、実費額とする。

(活動費の支出手続)

第5条 活動費の支出手続等は、次に定めるところによる。

(1) 支出決定者

ア 会派の代表者をもって支出決定者とする。

イ 支出決定者は、経費の支出について決定を行うとともに、活動費の適正な執行に努めなければならない。

ウ 会派無所属議員は、活動費の適正な執行に努めなければならない。

(2) 経理責任者及び会派無所属議員 調査研究費の出納を処理する。

(3) 経費の支出

ア 経理責任者及び会派無所属議員は、条例第8条に規定する政務活動費支出書により支出するものとする。この場合において、会派にあっては、当該支出に当たっては、支出決定者の決定を経なければならない。

イ 支出に当たっては、領収書を徴しなければならない。

ウ 口座振込の場合は、振込金領収書をもって領収書に代えることができる。

エ 領収書を徴し得ないものについては、領収書等添付欄に、その支払を証明する旨を記載しなければならない。

(4) 会派及び会派無所属議員は、活動費のみの預金口座を設けるとともに、経理帳簿を備えなければならない。

(その他)

第6条 活動費の交付事務は、総務部総務課が処理する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日議会規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月22日議会規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日議会規程第1号)

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)

附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

附 則 (平成29年3月7日議会規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月27日議会規程第1号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和8年10月1日議会規程第2号)

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

丹波篠山市議会議長 様

会 派 名

代表者名

又は会派無所属議員の氏名



政務活動費使用届

この度の政務活動費の使用について、下記のとおり届け出ます。

記

[illegible]

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

丹波篠山市議会議長 様

会 派 名

代表者名

又は会派無所属議員の氏名

㊞

政務活動報告書

この度の政務活動を下記のとおり報告します。

記

1 活 動 の 種 類： 視察調査 ・ 研修 ・ 広報広聴活動
その他（ ）

2 活 動 期 間：

3 場 所：

4 活 動 者：

5 活 動 の 概 要：

6 考 察：

7 活動に要した費用：

費目	詳細	金額	備考

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)